

テーマ別介護講座(後期)

■日時

- ・第1回 2月19日(火)
- 「体位変換と姿勢保持」
- ・第2回 2月27日(水)
- 「移乗介護の方法」
- ・第3回 3月4日(火)
- 「身体の清潔介護」
- ・第4回 3月13日(木)
- 「着脱介護の方法」
- ・第5回 3月17日(月)
- 「まとめ」

※時間は午後1時～4時

■開催場所

山口県周防大島介護実習普及センター

■申し込み方法

受講申込書に必要事項を記入のうえ、2月7日(木)までにセンターまで郵送またはファックスで申し込んでください。

■問い合わせ

山口県周防大島介護実習普及センター
☎79・2300

相談

特設人権相談所

■日時／2月4日(月)
午前9時30分～正午

■場所／橘総合センター

■担当者／人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。

お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課

☎77・5505

弁護士無料法律相談会

柳井地域では、山口県法テラス山口との共催により弁護士無料法律相談会を開催します。

※柳井地域・・・柳井市、平生町、田布施町、上関町、周防大島町

■開催日時

2月15日(金)
午後1時30分～4時30分
2月16日(土)
午後1時30分～4時30分

■開催場所

柳井市文化福祉会館
(柳井市体育館横)

■相談内容

多重債務および民事一般の相談

■相談定員

15日(12名)、16日(12名)

■申込方法

事前に電話で予約する

■予約受付期間

1月22日(火)から定員に達する日まで

午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日を除く)

■予約先

山口県民生活課

☎083(933)2608

または町商工観光課

☎79・1003

※多重債務についての相談先等の問い合わせは、当日電話でも受け付けています。(ただし、弁護士による対応ではありません。)当日☎0820(22) 2120(臨時電話)

司法書士サラ金・ヤミ金

無料電話相談会

■日時

2月2日(土)、3月1日(土)
午前10時～午後4時

■相談受付電話番号

0120(003)821

■内容

消費者金融・信販会社・銀行等への月々の返済で困りの方に、具体的な問題解決に向けた債務整理手続きの紹介等のアドバイスをします。

■問い合わせ

山口県青年司法書士協議会
☎0835(22)6533

めざせ!

かしの消費者

展示会での呉服販売トラブル

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

3日前、友人に誘われて着物の展示会に行った。販売員に取り囲まれ、着物や宝石を次々と勧められ、断り切れずに契約をしたが、高額な買い物をしたことを後悔している。解約したい。

【処理】

展示会場で着物等を契約するまでの状況を確認したところ、特定商取引法の訪問販売に該当するので、クーリング・オフの手続きを助言した。

【ワンポイント講座】

「見るだけでいいから」と誘われ着物の展示会に出かけたところ、販売員に取り囲まれるなど、強引に高価な呉服や貴金属を契約させられたという相談が、高齢の女性から寄せられています。一度契約すると繰り返し勧誘を受け、契約総額が

高額となり、老後の蓄えを失ってしまうなど、生活を脅かされるケースもあります。

展示会場で何人もの販売員に囲まれ、自由に商品を選べない状況であれば、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があります。

訪問販売に該当すれば契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフができます。また、8日間が過ぎても、契約時に何度も「契約しない。帰りたい」との意思表示をしているにもかかわらず、しつこく勧誘して契約の取り消すことができます。

展示会場の華やかな雰囲気や、本場に必要商品かどうか、慎重に対応することが大切です。